

【貸付上限額】 20万円以内

※次に該当する世帯は、貸付上限額を20万円以内とし、その他の場合、10万円以内

- ア 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者や濃厚接触者がいるとき
- イ 世帯員の中に要介護者がいるとき
- ウ 世帯員が4人以上いるとき
- エ 世帯員に新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した小学校、特別支援学校、幼稚園、保育園、認定こども園に通う子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき
- オ 世帯員に風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある小学校、特別支援学校、幼稚園、保育園、認定こども園に通う子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき
- カ 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき
- キ ア～カ以外で休業等による収入の減少等で生活費用の貸付が必要な場合

【据置期間（返済までの猶予期間）】 貸付日から1年以内

【償還期限（返済期限）】 据置期間終了後2年以内

【貸付利子】 無利子

【保証人】 不要